

事務連絡
令和2年7月22日

各都道府県下水道担当課長 殿
各指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
企画専門官

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項

国土交通省では、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）により、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえ、市民生活及び経済活動に与える影響にも十分配慮した上で、収支構造の見直しの検討等についてお願いしたところです。

「社会資本整備総合交付金交付要綱の改正について」（令和2年3月31日付け国官会第29901号）において、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）を策定すること等を交付要件としたところです。ここで、ロードマップとは、「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」3（1）の経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものを指すこととし、経営戦略を踏まえ投資及び財源における業績目標を設定していただくようお願いします。

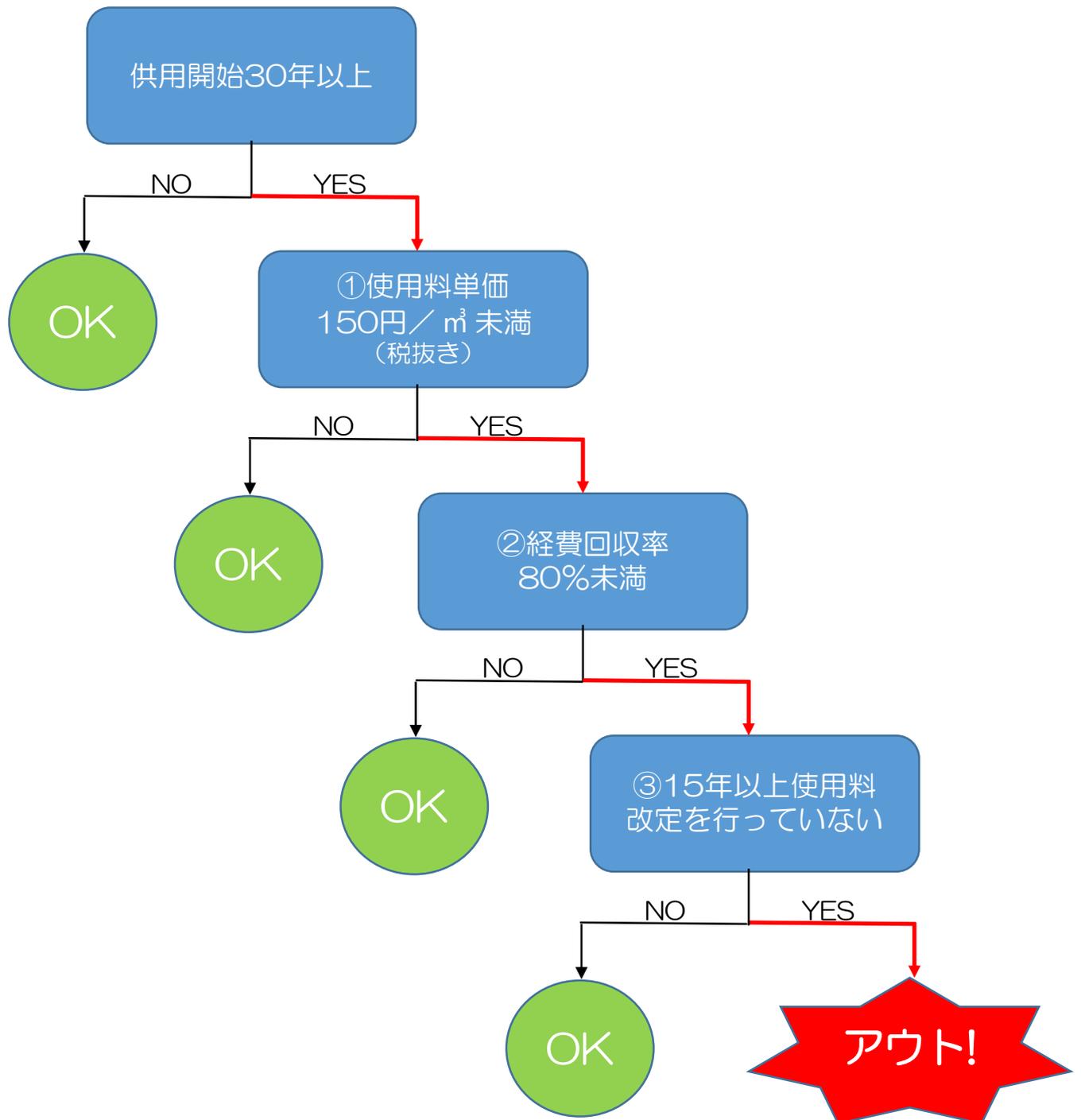
また、ロードマップに基づき収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても周知していただくようお願いします。

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進 についての留意事項

フローチャート



” アウト！ ”

『社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としない』

下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進 についての留意事項に対する桶川市の現状

- ・ 経営戦略でロードマップに定めた業績目標

【令和7年度までに営業収益を10%以上の増収とする。】

（令和元年度決算営業収益 611,336,395 円 を基準）

《目標額：672,470,035 円以上》

令和2年度決算額：622,271,079 円

現在の状況（令和2年度決算数値）

○ 供用開始30年以上

➡ 《該当》 令和3年度で供用開始40年目
（昭和56年4月1日供用開始）

① 使用料単価 150 円 / m³ 未満

➡ 《該当》 101.82 円 / m³

② 経費回収率80%未満

➡ 《該当》 67.88%

③ 15年以上使用料改定を行っていない（消費税改定を除く）

➡ 《該当》 供用開始以来1度も行っていない